

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、法令に基づいて事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	医療法人清光会
事業者の所在地	岐阜県瑞穂市重里 1996
代表者名	理事長 名和 隆英
電話番号	058-328-3387

2. 事業所の概要

事業所名称	介護相談センター清流
所在地	岐阜市川部 3 丁目 2 5 番地
電話番号	058-234-7067
指定事業所番号	2170113639
管理者名	水谷 久美子
サービス提供地域	岐阜市、本巣市（金原、根尾を除く）、瑞穂市、本巣郡北方町

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態にある高齢者等に対し適正な介護支援業務を提供します。
運営方針	市町村をはじめ地域の各種サービス提供機関等と連携をとり、利用者の意向をもとに心身の状況、生活環境等を考慮し、要介護状態の軽減や悪化予防となるよう、公正中立な支援に努めます。

4. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 0 0 分
土曜日	午前 8 時 3 0 分～午後 0 時 3 0 分
休業日	日曜祝日、土曜日午後、年末年始（12 月 30 日午後から 1 月 3 日）

5. 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管理者	1.従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 2.従業者に法令等を遵守させる為に必要な命令を行う。	常勤・兼務 1 名
主任介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤・専任 1 名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤・専任 1 名 常勤・兼務 1 名

5. 提供するサービス

サービスの提供にあたっては、要介護状態の軽減もしくは悪化の予防となる適切なサービス計画となる様配慮します。サービスの提供は懇切丁寧に行い、分かりやすい説明をします。不明な点はいつでも担当職員に遠慮なく質問して下さい。

(1) 居宅サービス計画の作成

- ・ご自宅を訪問し利用者や家族からお話を伺い、主治医等に意見を求める等して利用者の生活上の課題を分析、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・居宅サービス計画原案に基づいたサービス担当者会議を開催し、ケアプランに位置付ける事業所に説明し、検討・調整をします。
- ・利用者にサービス計画の内容、利用料、保険適用等を説明し、了解を得ます。
- ・意見を求めた主治医等や各サービス事業者へ居宅サービス計画を交付します。

(2) 連絡調整

必要に応じ、各サービス事業者や主治医等へ利用者の状態等を連絡し、サービスの調整等をします。

(3) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

定期的にサービスの実施状況等を把握し、利用者および利用者家族と毎月面談等を実施し、必要に応じ居宅サービス計画の修正を行います。

(4) 給付管理票の作成・提出

毎月、サービスの利用実績を国民健康保険団体連合会へ提出します。

(5) 要介護認定等の協力

利用者の要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう協力し、利用者が希望する場合は、その申請を利用者に代わって行います。

(6) 利用者の権利と協力をお願い

- ・ケアプラン作成に際し、複数の居宅サービス事業所の紹介を求める事が出来ます。
- ・利用するサービス事業所をケアプランに位置づけた理由を求める事が出来ます。
- ・住宅改修等について、複数の見積もりから選択する事を推奨します。
- ・入院した際は、病院へ担当介護支援専門員の氏名を伝えて下さい。
- ・ケアマネの訪問に際しては、駐車場所を確保していただく事をお願い致します。

6. 担当の職員

あなたを担当する介護支援専門員は_____です。

- (1) 職員は、身分証を携行していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- (2) 介護支援専門員の変更は可能です。変更を希望される場合はお申し出ください。
- (3) 担当職員の退職や配置換え等正当な理由がある場合に限り、事前に了解を得て担当の職員を変更することがあります。

7. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方の居宅介護支援に対応する費用は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により保険給付が直接事業者を支払われない場合、要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。この証明を後日住所のある市役所の窓口へ提出し、保険給付分の払い戻しを受けることになります。

(2) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はいただきません。

8. 事故発生時の対応

(1) 当事業所において、利用者に対する居宅介護支援提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族及び関係者に連絡し、必要な措置を講じます。

(2) 居宅介護支援の提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

9. 苦情申立窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および、居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて、ご相談・苦情を承ります。

介護相談センター清流 管理者	ご利用時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 土曜日 午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分 (日祝日、12 月 30 日午後～1 月 3 日を除く) 電話 058-234-7067 FAX 058-239-8509 岐阜市川部 3 丁目 25 番地
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

その他

岐阜市役所 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 電話 058-265-4141 FAX 058-267-6015 岐阜市今沢町 18 番地
国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 電話 058-275-9826 FAX 058-275-7635 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内

もとす広域連合 介護保険課	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く) 電話 058-320-2266 FAX 058-320-2265 本巣市早慶 365 番地
岐阜県社会福祉協議会 福祉サービス運営 適正化委員会	ご利用時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 (土日祝日、年末年始は除く) 電話 058-278-5136 FAX 058-278-5137 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 6 階

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

医療法人清光会 介護相談センター清流

説明者

㊞

【利用者】

私は、居宅介護支援の利用にあたり、重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

【代理人】

下記の理由により、利用者の意思を確認した上、上記署名を代行しました。

<署名代行理由： _____ >

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞ 続柄 _____